



令和4年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料 8

こども家庭庁の発足について



こども家庭庁の発足

国や社会のかたちを【こどもまんなか】に変えていくため、厚生労働省や文部科学省，内閣府などの各省庁に分散していた，こどもに関する行政業務やこども政策に関する権限を集約し，制度や組織による縦割りの壁を越えて支援するための司令塔『こども家庭庁』が，令和5年4月に発足します。

このことに伴い，次の事業の所管が，これまでの厚生労働省から，こども家庭庁（内閣府）に移管します。

<対象事業>

児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援，
障害児相談支援



運営規程などの見直し



<これまで>	<令和5年4月以降>
「厚生労働大臣」	→ 「内閣総理大臣」
「厚生労働省」	→ 「内閣府」
「厚生労働省令」	→ 「内閣府令」

運営規程や重要事項説明書で、該当する記述がありましたら、4月以降は変更が必要になりますので、ご確認ください。

なお、運営規程を変更する場合、こども家庭庁関連のみの場合は、変更届の提出は不要です。